

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 9 月 29 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

措置の通知書

令和元年度 定期監査（中期・後期）（元監査第 151 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 収入事務について【重点項目】 (報告書 4 ページ)</p> <p>(2) 徴収事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 大岡農村文化交流センター使用料について、納期限を記載せずに納入通知書を発行している事例があった。</p> <p>地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、適正な徴収事務をされたい。 (学校教育課)</p>	<p>大岡農村文化交流センターにおいて、短期使用の申請書を受理した際に発行する使用料の納入通知書について、発行担当課及び事業担当課の認識不足により納期限の記載漏れが生じてしまったため、地方自治法施行令及び市財務規則に基づき、双方の担当において再度事務処理の手順や必要事項を確認し、納期限の記載を徹底した。 (学校教育課)</p>